

## 前橋地方裁判所委員会（第23回）議事概要

1 日時 平成25年2月26日（火）午後1時30分～午後3時30分

2 場所 前橋地方裁判所裁判員候補者室

3 出席者（委員・五十音順，敬称略）

（委員）

新井啓允，内山充，梅澤徹，小川恵子，神谷保夫（説明者），慶徳榮喜，小泉博嗣，田中俊之，中村京子，西口元，羽鳥進一，半田靖史（説明者）

（説明者）

前橋地方検察庁・小日向一徳統括捜査官，前橋地方検察庁・久保田浩二統括捜査官，被害者支援センターすてっぷぐんま・紺正行理事長

（庶務等）

前橋地方裁判所事務局長佐野寛次，民事首席書記官橋本健，刑事首席書記官渡辺雅伸，事務局次長杓水一隆，総務課長大沼剛，総務課課長補佐渋谷紀道，総務課庶務係長小林沙恵子

4 議事

意見交換等（テーマ「被害者保護について」）

5 議事経過

○ 小泉博嗣委員を委員長に選任

○ 前橋地方検察庁の小日向一徳統括捜査官及び久保田浩二統括捜査官から検察庁における被害者保護について，群馬弁護士会の神谷保夫委員及び被害者支援センターすてっぷぐんまの紺正行理事長から弁護士等における被害者保護について，前橋地方裁判所の半田靖史委員から裁判所における被害者保護について，それぞれ説明があった。

○ 委員は，4号法廷でのビデオリンクシステムを利用した模擬実演及び遮へいの措置並びに犯罪被害者待合室及びビデオリンクシステムで使用する証人室を見学した。

○ 意見交換

（委員）

すてっぷぐんまの相談員が現在7名ということだが，相談員はどのような活動をしているのか。

（説明者）

この7名は警察からの直接の情報によって相談を受けている。実際に広く支援活動をしている者は20名から30名いるが，直接支援が増えてきており，人が足りない状況である。

（委員）

群馬いのちの電話という団体と連携することもあるのか。

（説明者）

群馬いのちの電話という団体は，あまり外の団体と接触してないのではないかと思うが，紹介を受ければもちろん支援する。

（委員）

公判時に，被害者に対し，「この法廷内に犯人はいるか。」という質問がされることが

あると思うが、遮へいの措置を執ったときはどのように確認するのか。

(説明者)

被告人の顔をビデオなどで確認してもらう方法が考えられるが、遮へいの措置を執りながら実際に法廷にいる被告人の顔を確認してもらうことは無理である。

(委員)

先ほど見学した裁判員裁判の法廷は、明るくて一般国民の方が違和感なく参加できる雰囲気感で感心した。

(説明者)

裁判員裁判の法廷は、クロスも明るい色を使っていて、椅子や机の色も明るいので、一般の方が緊張しないで座れるようになっているのではないかと思います。

(委員)

被害者参加の事件の場合は量刑が求刑より重くなるのか。

(説明者)

被害者参加と量刑の因果関係については、統計として出ていないと思われるが、命を奪った事件や性犯罪では量刑が重くなっている部分があると思う。特に、命を奪った事件では、家族内では軽くする要素もあるが、他人だと重くなっている部分がある。それは、裁判員の感覚によるところも大きいのではないかと思います。それと同時に、被害者の意見が大きいと思われる。被害者が参加した事件と参加していない事件との具体的な差異は分からないが、個人的には、遺族から厳しい意見を聴くと重く胸に染みることもあるので、悪い意味ではなく、裁判員も影響を受けるところがあるのではないかと感じる。

(委員)

例えば交通事故があった場合に、検察官が交通事故の事件として処理しようとする、被害者が、危険運転致死罪だ、殺人罪などと主張して譲らないというケースがあるが、そういう意見も踏まえながら、やはり交通事故として処理するしかない場合もある。しかし、裁判に参加できる方は検察官が選んだ訴因に納得した方であり、殺人罪を譲らない方は参加できないことになるため、そういった意味で大きくは左右されない構造になっているのではないかと考える。また、最近の事例で、遺族の意見では死刑相当だと言われているような場合でも、裁判所は、それに耳は傾けるがむやみに動かされずに、通常相当だと思われる量刑をしているので、おそらく左右されていないのではないかと思います。遺族は、公の場で発言のチャンスがあることを亡くなった身内の方に報告できるという点で、納得するところが大きいと思う。

(説明者)

具体的に左右されているか分からないが、被害者参加制度が始まる前に、裁判所、検察庁及び弁護士会で試行をした際、被告人の弁護の立場からすると、論告を2回されるような、被告人の悪いところを重ね重ね言われるという雰囲気は否定できなかった。なお、被害者参加をしていなくても、被害者が傍聴しているような場合、争いのない事件でも被害者の落ち度を言わなければならないこともあるため、そういうときは非常に気を遣うので、弁護には一定の制約があるのではないかと思います。

(説明者)

被害者に対する配慮について、裁判所は格段に変わったと思う。先ほどの犯罪被害者待

合室などにすぐ案内してくれたり、すてっぷぐんまのスタッフが付き添うこともあるが、裁判所職員も同行したりしてくれるので、とてもありがたく思う。被害者は、ほとんどの方が裁判所に来たことはなく、裁判所という名前を聞いただけでも緊張してしまう。被害に遭って精神的に動揺している中、初めての場所、初めて体験する手続ということで、精神的に圧力になっていると思うので、今後も今まで以上に配慮していただければありがたい。

(委員)

先ほど被害者支援の説明があったが、二重三重に被害者を保護したとしても、仕返しのために居場所を突き止められてしまうようなこともあるのか。

(委員)

ストーカー的な事件や、1回被害に遭った方がまた被害に遭うということもあるようだが、検察庁としては被害者の居場所を知られないように工夫しているところである。例えば、起訴状に名前を書かずに処理できないか検討したが、裁判所にお受けいただけない状況である。最近、漢字ではなくカタカナで名前を表記するケースもあったようだが、一般化してほしいと言われていたようであるし、結局、公判中に弁護人が公判記録を見ることができ、それを被告人に差し入れる弁護人もいるので、そういった意味で検察庁が保証することはできない。では警察が守ってくれるのかというと、警察の場合も、特別に問題があって依頼しない限りは難しいと考える。ただし、横浜の事件を反省して警察庁がいろいろな手だてを講じて動いているので、まだはっきりとは示されていないが、これまではなかったような取組が出てくるのではないかと考える。

(説明者)

入り口の段階では、被害者について無駄な特定事項は明らかにしないことができると思うが、裁判が進んでいくと、弁護人から、被害者の素性や個人情報により証言の信用性をチェックしたいという希望があり得るので、一切どんな人か隠すというのは難しいと考える。外国であれば、マフィアなどからねらわれないように、名前などを変えて隠れてもらうというものはあるようだが、被害者にそのような負担を強いるのは難しいと考える。また、犯人が出所した場合に被害者に出所情報を伝えて注意してもらうことはあり得ると思うが、現代はインターネットの社会なので、探し当てたい人が手がかりの情報を書き込んで、教えてくれたら賞金を出すという話になれば、なかなか難しいと考える。

(委員)

今回、被害者保護及び被害者支援について、検察庁、弁護士会及び裁判所が各方面で幅広い措置を講じていることが分かり、大変勉強になったが、まだまだ世間一般には知られていないことが多いのではないかと感じたため、もっと宣伝活動をした方が良いのではないかと思う。また、被害者保護や被害者支援の措置が真実の解明にどのように役立ったのか、例があれば教えていただきたい。

(説明者)

被害者保護の制度は、被害者に証言をしていただきやすくするという制度でもあると考える。人前に出て話すことが怖くて今まで法廷に来られなかった性犯罪の被害者が、そういう装置があるなら頑張って証言をしますと言ってくれるようになったと思う。画面越しということでは、若干のマイナス面はあるかもしれないが、法廷に来なければ検察官の調

書で判断しなければならないところ、来てもらえれば直接話が聞けるので、むしろ真実発見に資すると思う。

(委員)

刑事事件では、被害者が証人として出廷しやすくなったと思うが、民事事件の場合は、損害賠償請求をあきらめてしまうと、どうしても出廷したくないという場合がかなりあると思うがどうか。

(委員)

民事事件でも遮への措置を執ったことが何回かあるようである。また、被害者保護の制度そのものではないが、証人が遠隔地にいる場合にテレビ尋問をすることがあるので、その制度を利用すれば、同じ効果が発揮できるのではないかと思う。

(委員)

裁判まで協力してもらえる被害者は、ビデオリンクなどを利用するというのはごく一部であると思う。今問題になっているのは、特に性犯罪の被害者が、法廷に出るのがどういう形であれ嫌だと言って告訴を取り下げのケースであり、各地で結構報告されている。そういう場合は、無理を言って引っ張り出すという訳にもいかないのだから、告訴を取り消すという時点で裁判にはしないことになる。また、被害者ではないが、目撃者がいろいろな人間関係があって話をしたくないという場合があるが、それについては、裁判が始まる前に裁判所に連れてきて証言させるという制度を活用して、証言していただいたこともある。いずれにしても、大勢の前で話すこと自体が、被害者を含めた関係者にとって大変なことだと思う。

(委員長)

被害者保護制度の宣伝活動も含め、今後、いただいた貴重な御意見を参考にして制度を運営していきたいと思う。

## 6 次回テーマ及び期日

(委員長)

次回の地裁委員会のテーマには、調停制度を取り上げ、開催日は、7月または9月を予定し、具体的な日程は追って連絡することとしたい。

以 上